

岐阜県公報

第 六 百 号
令和 七 年 六 月 二 十 日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商業・金融課) 二六七^{ページ}

公 示

○落札者等に関する公示 (行政管理課) 二六八
○土地改良区 of 管理規程の変更認可 (農地整備課) 二六八
○開発行為 of 工事 of 完了 (建築指導課) 二六九

規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 七 年 六 月 二 十 日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十三号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和四十六年岐阜県規則第五十一号) の一部を次のように改正する。

別表利率 (年利) の欄中「〇・八パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表三の項中「法第百四十五号」を「法律第百四十五号」に、「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改め、同表四の項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「流通業務総合効率化法」を「物資流通効率化法」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表備考第一号ヲ中「流通業務総合効率化法第五条第二項」を「物資流通効率化法第七条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

(岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（令和三年岐阜県規則第
二百二十二号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「〇・八パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年六月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 調達物品の名称及び数量 通話録音装置 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和7年4月14日
- 4 落札者を決定した日 令和7年5月28日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市西野町六丁目2番地
株式会社高修
代表取締役 高橋 圭司

代表取締役 高橋 圭司

6 落札金額 45,134,166円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県総務部行政管理課行政管理係
- (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

○土地改良区の管理規程の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、
土地改良区の管理規程の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告
する。

令和七年六月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 土地改良区の名称
曾代用水土地改良区
- 二 変更を認可した管理規程
曾代用水管理規程
- 三 認可年月日
令和七年五月二十七日
- 四 管理規程の概要
 - 1 水位の制限
取水水門地点における河川の水位（以下「取水水門の水位」という。）は、標高
三・五メートルを上限とし、標高一・七メートルを下限とする。
 - 2 水位の基準
取水水門の水位は、堤体に取り付けられた水位計の示度によるものとする。
 - 3 かんがい期
毎年四月十六日から十月五日までの期間をかんがい期とする。
 - 4 計画取水量
取水水門地点からのかんがい用水の最大取水量は、次のとおりとする。
かんがい期 四月十六日から五月十日まで 毎秒六・六五立方メートル
五月十一日から九月十五日まで 毎秒九・一五立方メートル
九月十六日から十月五日まで 毎秒五・一八立方メートル
非かんがい期 十月六日から四月十五日まで 毎秒三・四〇立方メートル
 - 5 取水量の測定
取水量の測定は、取水水門の内側（隧道下流の幹線用水路に取り付けたる量水標
の示度によるもの）とする。
 - 6 点検及び整備
取水水門責任者（以下「監守員」という。）は、堤体、ゲート、ゲートを操作す
るために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理
のために必要な車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保
つための点検及び整備を行うものとする。

7 洪水警戒体制

監守員は、次のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとるものとする。

(一) 美濃観測所から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発令されたとき。

(二) 幹線水路の水位が標高二・五メートルを超えることが予想されるとき。

(三) 長良川（取水口）の水位の標高三・五メートルを超えることが予想されるとき。

8 管理日誌

監守員は、曾代用水管理日誌を備え、気象、ゲートの操作の時刻及び開度その他管理に関する事項を記録しておくものとする。

○開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和七年六月二十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第二三八号の一〇 令和七・二・一四	羽島郡岐南町下印食二丁目一三三番四及び岐南町所管法定外公共物（道路）	岐阜県岐阜市藪田東二丁目一番六号 大和ハウス工業株式会社 岐阜支店 支配人 須 藤 克 哉
岐阜県指令岐西建築第二三八号の一 令和七・二・二〇 岐阜県指令岐西建築第三九号 令和七・四・一八	羽島郡岐南町平島九丁目五番	岐阜県各務原市テクノプラザ二丁目一番地 株式会社テクノシステム 代表取締役 西 口 和 孝
岐阜県指令中建築第七三三号の五 令和六・一一・二八 岐阜県指令中建築第七六号の三 令和七・四・九	関市東新町七丁目五九番一、六一番一の一部 六一番二及び六二番一	岐阜県関市栄町五丁目一七番地一 株式会社フクタハウス 代表取締役 福 田 博 光
岐阜県指令東建築第一〇八号 令和五・一〇・六 岐阜県指令東建築第一二二号の二 令和六・一二・六	【第一工区】 土岐市鶴里町柿野字餅ヶ洞二〇二五番一の一部 二〇二五番二二の一部及び二〇二五番三三の一部	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目八三番地 株式会社MARUWA 代表取締役会長 神 戸 誠

令和七年六月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐阜文芸社